

e-Taxで簡単申告

所得税の確定申告を国税庁のホームページ「確定申告書作成コーナー」を利用して行うと、作成したデータを簡単な操作により、自宅から電子申告(e-Tax)することができます。

↳ご利用いただくメリット

◎添付書類が提出不要

e-Taxで申告を行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票などは、提出に代えて、記載内容を入力して送信できます。(申告期限から5年間、書類の提出または提示を求められることがあります。)

◎還付がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理されます。(3週間程度に短縮)

◎24時間受付

e-Taxによる申告は、所得税の確定申告期間中は24時間利用が可能です。(メンテナンス時間を除く)

↳ご利用いただく前に

e-Taxをご利用する場合は、電子証明書の取得(手数料が必要)、ICカードリーダーライタの購入などの事前準備が必要です。

電子証明書を既に取得されている方

は、電子証明書の有効期限切れにご注意ください。

「公的個人認証サービス」の電子証明書の有効期限は3年となっており、有効期限切れの場合は、新たに取得する必要があります。

↳もっと詳しい情報は

e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)では、利用開始の手続、ご利用時間、パソコンの環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)などの最新情報についてお知らせしています。ご利用前には是非ご覧ください。

▽札幌北税務署 / 札幌市北区北31条西7丁目3番1号
☎011-707-5111 (代表)
▽国税庁ホームページアドレス /
http://www.nta.go.jp

住民税に関するお知らせ

◆住民税申告について

住民税申告をされないと扶養控除などさまざまな控除が受けられず、国民健康保険税や介護保険料、公営住宅の使用料の算定ができなくなったり、高く課せられてしまう場合があります。そのほか所得証明や課税証明などが発行できない場合もあります。

医療費控除の申告

医療費控除の申告をする方は、記載例のように①個人ごと、②病院ごとで領収書を計算し、(一覽表)を作成(様式は任意です)のうえ当日ご来庁ください。

医療費控除一覽表記載例

平成26年分 医療費の明細書 (内訳書)

医療を受けた人	続柄	病院・薬局などの所在地・名称	控除の対象となる医療費の内訳		左のうち生命保険や社会保険等で補てんされる金額
			治療内容・医療品名など	支払った医療費	
山田 ○男	本人	〇〇郡〇〇村〇〇番地 〇〇〇クリニック	かぜ治療	100,000	20,000
			腹痛治療	50,000	0
		〇〇市〇〇条〇〇丁目 〇〇番地 〇〇〇市立病院	白内障治療	50,000	0
			〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇眼科	歯科治療	20,000
山田 △子	妻	〇〇郡〇〇村〇〇番地 〇〇〇クリニック	かぜ治療	70,000	0
			〇〇市〇〇条〇〇丁目 〇〇番地 〇〇〇市立病院	血液治療	60,000
		〇〇市〇〇条〇〇丁目 〇〇番地 〇〇〇労災病院	肺炎治療	40,000	0
			〇〇市〇〇条〇〇丁目 〇〇番地 〇〇〇歯科	歯科治療	10,000
合計			400,000	30,000	

個人ごと、病院ごとで計算し、記載してください。